

1 市場化テスト（官民競争入札制度）関係

ア 市場化テストの本格的導入に向けた取組

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|------|------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | |
| 市場化テストの本格的導入に向けた取組 （内閣府及び関係省庁） | 構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、「市場化テストに関するガイドライン」(前掲「16年度重点計画事項」中「1 民間開放推進の横断的手法としての『市場化テスト(官民競争入札制度)』」の「1 『市場化テスト』に関するガイドライン」に規定するものをいう。)を踏まえつつ、「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討する。 | | 検討 | | (内閣府) 第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」を提出済。 | |
| | また、3分野8事業23箇所のモデル事業を、平成17年度において試行的に実施する。 | | 措置 | | (関係省庁) ハローワーク関連(4事業)、社会保険庁関連(3事業)、行刑施設関連(1事業)のモデル事業をそれぞれ平成17年度中に実施。平成17年度に3分野8事業24箇所のモデル事業を実施。 | |
| | なお、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて民間からの提案を募集した結果、75の主体から119の提案が寄せられた。その際提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。 | | 検討 | | (内閣府) - 引き続き検討。 | |

イ 市場化テストのモデル事業

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|--------------------------------|------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | |
| モデル事業の適切な実施 (内閣府及び関係省庁) | <p>構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記～に示すモデル事業(3分野8事業23箇所)を平成17年度において適切に実施する。</p> <p>なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>下記～のモデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較等を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。他方、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記～のモデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。</p> | | 措置 | | <p>(内閣府及び関係省庁)</p> <p>ハローワーク関連(4事業) 社会保険庁関連(3事業) 行刑施設関連(1事業)のモデル事業をそれぞれ平成17年度中に実施。</p> <p>また、「規制改革・民間開放推進会議 第2次答申」(平成17年12月22日最大限尊重の閣議決定)において、モデル事業が実施された3分野8事業(社会保険庁関連業務、ハローワーク関連業務、行刑施設関連業務)について、実施対象の拡大、法案における特例規定の整備等、所要の措置を講ずることを決定。</p> | |
| | <p>その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的などのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。</p> | | 措置 なお、試験調査については、平成17年度早期に所要 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|--------------------------------|------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | |
| | | | の検討を終了し、必要な場合には、平成18年度予算要求を措置。 | | | |
| ハローワーク(公共職業安定所)関連 (内閣府及び厚生労働省) | <p>a キャリア交流プラザ事業の「公設民営」</p> <p>「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に15箇所設置されており、求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援事業(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)を実施している。</p> <p>民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国15箇所の「キャリア交流プラザ」のうち5箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」(国等の設置した施設について、これを民間事業者等に対し包括的に管理・運営委託させる方式。以下同じ。)を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。</p> <p>なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業等と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業等との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。したがって、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利</p> | | 措置 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年6月より、北海道、埼玉、東京、愛知、京都のキャリア交流プラザについて、公設民営方式により、市場化テスト(モデル事業)を実施(事業の実施は平成18年5月まで)。</p> <p>また、学識経験者等からなる「市場化テスト評価委員会」において、就職件数、就職率、定着状況、利用者の満足度等並びに事業の運営に要した経費により実績評価を行うこととしている。</p> <p>ハローワークが保有する求人情報の提供等については、委託事業の仕様書等において必要な条項を盛り込む形で措置を講じた。</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|--|--------|------|------|---|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | |
| | な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。 | | | | | |
| | <p>b 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」</p> <p>上記aに加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設(1箇所)の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。なお、上記aと同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。</p> | | 措置 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年6月より、大阪の若年者版キャリア交流プラザについて、公設民営方式により、市場化テスト(モデル事業)を実施。(事業の実施は平成18年5月まで)</p> <p>また、学識経験者等からなる「市場化テスト評価委員会」において、就職件数、就職率、定着状況、利用者の満足度等並びに事業の運営に要した経費により実績評価を行うこととしている。</p> <p>ハローワークが保有する求人情報の提供等については、委託事業の仕様書等において必要な条項を盛り込む形で措置を講じた。</p> | |
| | <p>c 求人開拓事業の民間開放</p> <p>各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。</p> | | 措置 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年6月より、北海道札幌地域、秋田中央地域、福岡北九州地域の3地域の求人開拓事業について、公設民営方式により、市場化テストを実施(事業の実施は平成18年5月まで)。落札者の決定等に際しては、学識経験者等からなる「市場化テスト評価委員会」を設置し、同委員会において検討を行ったところであり、今後の実績評価等についても、同様に検討がなされることとなっている。</p> | |

4(市場化テスト)

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--|---|--------|------|------|--|----|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | |
| | <p>d アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放</p> <p>「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。</p> <p>民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業(職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。</p> <p>なお、具体的な職業訓練の内容(講座の設定や運営、施設の有効活用等)については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> | | 措置 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年6月から、アビリティガーデンにおいて、土日・夜間にこれまで未使用であった施設・設備を活用した職業訓練事業を市場化テスト(モデル事業)として実施。(平成17年度の事業実施は平成18年3月まで)</p> <p>事業の実施にあたっては、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から実施方針を定め、これに基づき実施する形で措置を講じた。</p> | |
| <p>社会保険庁関連 (内閣府及び厚生労働省)</p> | <p>a 国民年金保険料の収納事業</p> <p>国民年金保険料の納付率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業(納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施)を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。</p> | | 措置 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>全国5箇所の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業の市場化テストモデル事業を実施。</p> <p>平成17年8月31日に入札を実施し、弘前社会保険事務所及び宮崎社会保険事務所における当該事業は、(株)もしもしホットラインが、足立社会保険事務所、熱田社会保険事務所及び大阪社会保険事務局平野事務所における当該事業は、エー・シー・エス債権管理回収(株)が落札し、事業を実施。</p> <p>事業実施期間は、平成17年10月から平成18年9月まで。</p> | |
| | <p>b 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業</p> <p>厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員5人以上の個人事業所について加入義務を課している。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握</p> | | 措置 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>全国5箇所の社会保険事務所における厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業の市場化テストモデル事業を実施。</p> <p>平成17年4月21日に入札を実施し、東京地区(港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所及び足立社会保険事務所)における当該事業は東京都社会保険労務士会が落札し、福岡地区(南</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 | |
|--|--|--------|------|-------------|---|------|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | | | 18年度 |
| | <p>し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。</p> <p>したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。</p> | | | | <p>福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所)における当該事業は(株)アイ・シー・アールが落札し、事業を実施。</p> <p>事業実施期間は、平成17年6月から平成18年3月まで。</p> | |
| | <p>c 年金電話相談センター事業</p> <p>現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施(平成16年7月1日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員含めて約2,100名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約300名)しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。</p> | | 措置 | | <p>(厚生労働省)</p> <p>全国2箇所における年金電話相談センター事業の市場化テストモデル事業を実施。</p> <p>平成17年8月19日に入札を実施し、茨城年金電話相談センターにおける当該事業はアシスト株式会社が、広島年金電話相談センターにおける当該事業は日本マルチメディアサービス株式会社が落札し、事業を実施。</p> <p>事業実施期間は、平成17年10月から平成18年9月まで。</p> | |
| <p>行刑施設関連 (内閣府及び法務省)</p> | <p>現在、全国には59所の刑務所、8所の少年刑務所、7所の拘置所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。他方、近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。</p> <p>このため、民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、少なくとも試行可能な一の既設刑務所において、庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務を包括的に市場化テスト(モデル事業)の対象とする。</p> | | 措置 | | <p>(法務省)</p> <p>宮城刑務所及び福島刑務所(福島刑務支所を含む)を対象庁として、総務系業務等、公権力の行使にかかわらない25ポストの業務について、平成17年8月1日から市場化テストモデル事業を実施。</p> <p>平成18年度については、27ポストの業務について継続実施。</p> | |